

(別紙)

評価細目の第三者評価結果（保育所）

※すべての評価細目（48項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a ○ b · c
<p>〈コメント〉園の理念は、入園時に配布されるパワーポイントの配布物及び各クラス内や園庭に向けて掲示される園の「教育・保育ビジョン」及び「全体的な計画」に記載されているが、入園に先立つ資料としてのウェブページの園紹介や案内等には理念が記載されておらず、アンケート結果からも理念や基本方針に対する関心は高くなく、理解・周知されているとまでは言えないことから、どんな子供を育てるとどんな園になりたいのかという理念や、その実現のためにどういう保育をしていくのかという園の姿勢を示した職員の行動規範ともなる基本方針である保育方針を、分かり易く保護者や職員に伝え浸透させる取組の工夫が期待される。</p>	

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。	
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	○ a · b · c
<p>〈コメント〉市の「第2期子ども・子育て支援事業」のもと、市内の未就学児の全戸家庭への調査にもとづいた今後の保育ニーズの動向に対する様々な支援施策や、教育認定の子どもたちに対する施策を園としても把握している。地域の活動報告書や0-6会議や園長会などで事業運営をとりまく環境情報を収集して、園の環境課題や運営課題を把握している。また、地域の環境や子育て事情を鑑み、延長保育利用状況の定期的な確認や分析を行っている。</p>	
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	○ a · b · c
<p>〈コメント〉市として、市内の保育ニーズの動向を鑑み、新たな「四日市市総合計画〈R2〉」の「乳幼児教育・保育ビジョン」のもと、幼稚園の統廃合等を含めた就学前教育・保育環境の整備に向けた計画にもとづき、経営環境や施設の整備、人材育成を進めており、園としても市の施策を受けて園独自の教育・保育ビジョンを策定し、受け入れに向けた対応の準備を進めている。地区内に大きな工場が誘致され、当園設置時の想定とのギャップが大きくなってきたことで起こる課題の解決に向けては、定期的に保育や行事を見直しながら保育環境を整備するとともに、延長保育のための人材確保とその環境整備についても、施設面での改善や修理を市に粘り強く働きかけている。</p>	

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a (b) c
<p>〈コメント〉2020年度施行の新「四日市市総合計画」（10か年）の一環としての「第二期四日市市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」における「乳幼児教育・保育ビジョン」のもと、子育て支援や幼保一体化に向けた具体的な組織体制や保育内容、設備の整備、職員体制や人材育成等の計画が策定されており、園では、市の計画やビジョンを受けた園としてのビジョンや「全体的な計画」を策定し、「重点的に取り組む保育の柱」に挙げているが、園独自の分かり易い中長期計画の作成も望まれる。</p>	
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a (b) c
<p>〈コメント〉市の公立保育園としての「事業計画書」なるものではなく、「全体的な計画」の「重点的に取り組む保育の柱」を受けて年度ごとに具体的な運営方針、職員の配置、保育計画や年間指導計画、研修計画や行事計画等を策定している。地域交流事業計画については、市の配分予算の中で収支を含めた予算計画となっている。他の収支を含めた運営面での単年度計画は、市の予算配分や整備計画によるため、作成されていない。</p>	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a (b) c
<p>〈コメント〉「保育・教育ビジョン」や「全体的な計画」は、年度末に参加可能なパート職員を含む全職員で評価や振り返りを行い、次年度の保育ビジョンや各々の計画に反映させるなどPDCAサイクルに基づく見直しや取組がなされている。行事計画に関しては、行事終了ごとに保護者へのアンケートを実施し、次年度に反映させる仕組みがある。年度初めの打ち合わせや会議で「保育・教育ビジョン」や「全体的な計画」の具体的な話をし、職員の理解や周知に努めクラスにも掲示している。今後、会議に参加出来ないパート職員の振り返りや意見も、予め文書で収集し反映させるなどの全組織的な取組と、パートを含めた全職員に対する理解・周知の方法に更なる工夫が期待される。</p>	
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a (b) c
<p>〈コメント〉「全体的な計画」や「保育ビジョン」は、資料やパワーポイントや園だより等で入園時に配布され説明があり、各教室の内外に掲示されている。保育に関する事業計画の内容は説明されているが、収支を含めた施設・設備等の環境整備に関する事項は無いため、これらを事業計画と捉えている保護者は少ないことがこの度の調査でも分かった。今後は、中・長期計画と連動した保育の取組や保護者が強く関心を持っている施設・設備を含む保育環境の整備等の全体的な運営計画についても積極的に市から情報を得て保護者に分かり易く理解を促すための取組に期待する。</p>	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a (b) c
<p>〈コメント〉保育所全体の質の向上に関して、市として毎年一園ずつの第三者評価の受審を計画的に実施しているが、一度受審すると数年以上回ってこないため、継続的な取組に繋がり難い側面がある。園では、この度の第三者評価の自己評価を実施したが、組織的に機能しているとは言えず、また受審過程の中でありPDCAサイクルにもとづく取組には至っていない。全職員の自己評価への主体的な参画や、苦情相談内容にもとづく改善活動にも更なる工夫の余地がある。</p>	

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a (b) c
<p>〈コメント〉保育所全体の質の向上に向けたこの度の第三者評価の自己評価結果を、自ら分析し取り組むべき様々な具体的な課題を把握するとともに積極的に改善策を検討しているため、最終的に第三者評価結果を加味して全組織的でPDCAサイクルにもとづいた計画的な改善への取組が期待される。苦情や連合保護者会や園のアンケートによる要望等の抽出による改善活動も都度の対応に終わりがちであるが、組織的な体制作りや保護者への報告の方法等に工夫の余地がある。</p>	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a (b) c
<p>〈コメント〉園長の役割と責任を明記した職務分掌は、文書化され事務所内にも掲示されており、年度初めや会議等で管理者としての役割や責任を職員に表明している。更には、責任や役割以外にも具体的な園長の取組や運営方針等を含めた自己紹介の園内広報誌等へのアナウンスによる職員への理解や周知の働きかけにも期待される。また、「園長不在時の対応について」の市のマニュアルがあり主任と共有し連携しているが、職員への周知も望まれる。災害や事故など有事の際の園長不在時の対応についてその役割と責任の権限移譲の仕組みの明文化も期待される。</p>	
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a (b) c
<p>〈コメント〉「公務員服務規程」や保育職員として遵守すべき法律や接遇に関する市のマニュアルがあり、職員は年度初めに研修を受けている。園長は、個人情報保護や虐待に対する要綱には特に力を入れ、朝の会や会議でも必要に応じて確認し周知に努めている。パート職員へは、入職時に文書を配布し説明をしているが、理解や周知が十分とは言えないため、会議や研修に参加しないパート職員への周知の方法に工夫が求められる。</p>	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	(a) b c
<p>〈コメント〉園長は保育の質の向上に向けて保育士の質の向上に対する取組のほか、定期的な面談において保育の質の向上に資する意見を反映させるべく聞き取りをしている。更に園の課題を改善すべく「役割と責任と協働」を旗印にした働き方改革を進めるなど、組織としての取組に指導力を発揮している。また、園長は、積極的にこの度の第三者評価の自己評価結果を分析し取り組むべき様々な具体的な課題を把握し改善策を前向きに検討している。</p>	
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	(a) b c
<p>〈コメント〉園長は、公立施設の管理者として常に主幹、主任と連携し、業務の実効性に向けた園内同様の意識作りをしている。園長は、職員の仕事の責任の所在を明確にした役割分担表を策定したうえで協力体制を構築し、その実効性に指導力を発揮することで、働き方改革による業務の効率化を図り職員が働きやすい職場労働環境作りに努めている。</p>	

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	

<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>(a) b・c</p>
<p>〈コメント〉公立であるので、保育の質を担保するための人材確保、人員体制に対する具体的な計画の策定、採用や配置は市が一括して所管している。公立では2園しかない延長保育の園で併設型子育て支援センターの園として、園児数や課題にもとづき、支援員の充実に向けて市と連携をとり、必要な福祉人材を確保し、職員のレベルや経験に応じた無理のないクラス配置や特に経験の浅い職員の指導には力を入れて教育・研修を行い、職員の定着や育成に力を入れている。</p>	
<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a (b) c</p>
<p>〈コメント〉市として採用も含め「期待される職員像」を明確にし、保育職員としての人事基準、処遇水準、評価制度にもとづいた市の人事評価表をもとに、職員の育成や活用、処遇、人事考課にもとづく評価等を含む総合的な人事管理を行っている。園長は、定期的な個別懇談等による目標管理や意向の把握を通して、職員のモチベーション向上に努めている。更には、職員が自ら将来像を描き積極的に期待する人間像に向けて歩めるような、昇進・昇格の基準、賃金水準、必要なスキル水準とそれを獲得するための方法などのキャリアパスの明確化と体制作りも望まれる。</p>	
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	<p>(a) b・c</p>
<p>〈コメント〉市として、職員のストレスチェックが義務化され、メンタルヘルス不調の職員が相談できる窓口の周知や職場復帰プログラムによる支援を実施している。園長は、年2回の面談や観察により就業状況や意向を把握し、策定した「役割分担表」にもとづき役割の責任の所在を明確にしたうえで協力体制を構築し、職員配置や就業時間の使い方の工夫によるワークライフバランスに配慮した働きやすい職場づくりに取り組んでいる。パワハラ、セクハラ他、職員の悩み相談の園内窓口は設置されていないが、実質上園長が対応している。</p>	
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>(a) b・c</p>
<p>〈コメント〉市として「期待される人間像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みがあり、園では、職員一人ひとりが年度ごとに人事評価（業績）票をもとに行った自己評価にもとづき目標を設定し定期的な面談において達成度の確認を行うなど、適切に進捗状況の管理が行われており、パート職員に対しても、自己評価や面談による育成取組がある。園長は、面談において評価と振り返りを行い職員のモチベーションの向上に繋げている。</p>	
<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>(a) b・c</p>
<p>〈コメント〉市として事業計画にもとづき、質の高い就学前教育・保育を提供するために保育士や保育教諭の資質向上や将来の人材育成を見据えた研修体制を構築し、保育士の経験に応じたステージ別、年齢別、経験別等の研修を実施している。園では、市の保育園研修計画にもとづき、パート職員を含めた職員の経験年数、階層に応じて園長が適切に研修を割り振っている。研修に参加しなかった職員も、園内研修において、還流報告を受けることで知識や技術の向上に役立てている。また、園内においても目的やねらいを明確にした校区内や園内の様々な年間教育研修計画が策定され実施されている。</p>	
<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>(a) b・c</p>

<p>〈コメント〉園長は、職員一人ひとりの経験年数に応じて市の階層別、職種別、テーマ別研修計画にもとづき、受講する職員を割り振っている。また、市の実施する研修の他にも職員の職務や必要とする知識や技術水準に応じた園内や校区内での様々な研修内容につき、パートを含むすべての職員が知識を得られるように還流報告も実施されている。</p>	
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a • b • c</p>
<p>〈コメント〉実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についての仕組みがあり、市が策定した実習生受け入れマニュアルにもとづき、積極的な実習生の受け入れを基本姿勢としている。学校と連携し「実習の心構え」等を利用し事前打ち合わせ学習を実施し、パートを含む職員にも会議や打ち合わせ時に受け入れ時の配慮の仕方等を伝えている。経験の浅い職員が多いことから、園長は担任と連携して受け入れや配慮の仕方の周知に努めている。園だよりやクラスだより、掲示等でアナウンスをし、子どもや職員や保護者の受け入れ体制への配慮も行っている。</p>	

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>	
<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>a • b • c</p>
<p>〈コメント〉理念や保育方針、保育内容や活動内容等を含む事業情報を掲載した保育所ガイド、要覧、入園のしおり等が、ウェブページや市内各市民センターや子育て支援センター等に設置され公開されている。園で作成する要覧は、特に保護者に分かり易く園の特色や活動を記載するよう努めている。また、掲示物や配布物にて保護者や地域の校園に知らせている。苦情・相談体制は事務所に掲示・設置してあるが、今後運営のさらなる透明性という点で、苦情や相談案件の発生時には、些細なことでも内容を記録に残し、事案の発生や対応策や対応状況等、解決に向けての中間報告や結果などを記した記録物を個人情報に配慮しながらではあるが保護者に公表する取組にも期待が寄せられる。</p>	
<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>a • b • c</p>
<p>〈コメント〉公立保育園であり、市によって定められた事務、経理、取引のルールにもとづいて取組まれ、県や市による定期的な監査や不定期に行われる会計監査があり、結果がウェブページで公表されている。監査により出された指摘事項を評価分析して、働き方改革を実施するなど速やかに改善に向けて取組んでいる。更には、度々長期にわたり保護者から要望の出ている修繕事項や保育環境の整備に関して市に働きかけているが、市内保育所の整備や修繕の順序や進捗状況等の保護者が納得できる市からの中間回答の公表も望まれる。</p>	

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>	
<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	<p>a • b • c</p>
<p>〈コメント〉子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行い、地域交流に関する年間計画にもとづき、夏祭りや運動会などの行事に地域の在宅児童を招いての交流や子育て支援センターでの交流、また地域のおじいさんおばあさんと遊ぶ会での地域高齢者との交流、外に向けては5歳児の三園交流、介護施設や敬老会への参加がある。また、以前からの付き合いで地域のミニSLのオーナー宅へ散歩に出かけ、オーナーや地域の人々の協力を得て交流が来ている。</p>	

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a (b) c
<p>〈コメント〉「重点的な取組計画」に、地域との連携を掲げ積極的にボランティアを受け入れる姿勢を明確にし、絵本の読み聞かせや、お話し会、人形劇等や、ミニSL乗車体験や地域のシルバーボランティアによる園庭の整備や定期的な草刈り等をして貰っており、「地域の人に見守られている。」ことを園児や保護者にお便りや掲示板にて発信している。また、中学生の職場体験は、実施要領に従い中学校と連携して事前学習を含め実施しており、事前に職員や保護者にも周知している。更には一般ボランティア受け入れ時にも、基準や登録や申し込み手続き、トラブルや事故を防ぐための研修や事前説明等が記載されたマニュアル等の整備が望まれる。</p>	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a (b) c
<p>〈コメント〉当該地域の関係機関・団体について緊急連絡先を含め、地区の公立の幼保小中学校や医院、保育・子育て、教育支援や相談に関する機関等の連絡先の一覧表があり、自治会や地域団体の会議や勉強会、0-6会議や民生委員の会議等にも定期的に出席し情報を共有し連携を深めている。また、緊急・不測の事態に備えてどの職員でも対応できるよう、発生事案別に分かり易くフローチャート化された「事故発生時の対応表」が、事務所内に掲示され周知されている。更には、個々の子どもや保護者の状況に対応し、より良い保育を提供するために必用となる関係機関や団体の機能の説明や連絡方法のリスト化や必要に応じて職員が活用できるような周知の取組も望まれる。</p>	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	(a) b・c
<p>〈コメント〉併設の子育て支援センターでは、地域の未就園児とその保護者に週4日の育児相談や利用者同士の交流の場を提供している。運動会や夏祭り時には、地域の保護者や子どもたちが自由に参加し交流できる支援活動を行っている。四日市祭りでは、園庭を開放し、諏訪太鼓の演奏を地域の人々に楽しんで貰っている。市の施策に則り、有事の際のトイレや設備の地域への開放することになっており、これらの情報は、市民センターを通じてホームページや回覧板等や園外に向けた掲示板でも発信されている。</p>	
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	(a) b・c
<p>〈コメント〉市の未就学児の家庭の全戸アンケート調査で把握した地域のニーズに対する対策は、四日市市総合計画に反映されており、当保育園では周辺に大きな工場があり共働き家庭が多いことから、延長保育及び子育て支援センター事業を行い、共働き家庭の子育てや地域の未就園児とその保護者への支援を実施している。毎月の主任児童委員による子育て相談や、保健師、栄養士による健康管理や栄養相談等の事業も定期的実施している。主任児童委員の来園時には、地域の福祉ニーズの具体的な情報も共有している。</p>	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a (b) c

<p>〈コメント〉「全体的な計画」の中で、理念や保育目標において子どもを尊重した保育について明示されており、保育内容マニュアル等にも反映されている。園では、子どもを尊重した保育にむけて、人権保育研修の受講や人権に関する園内研修等、子どもの理解にかかるビデオ研修や事例検討を積み重ね、子どもの人権の視点を大切にした保育の展開に向けた取組を行っている。更には、それらの取組のみなもとである理念や基本方針が、職員や保護者への共通理解となるよう、市と連携して園の紹介に関する様々な書類やパワーポイント、ウェブページ等での表現や内容が統一され理解し易いものとなることが期待される。</p>	
<p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉子どものプライバシー保護と権利擁護に対する規定にもとづき、個人情報に関する書類は鍵付きの書庫で保管され、個人情報に関する配布物は保護者に直接手渡しをするなどプライバシー保護に十分配慮している。保護者に対してもSNS等の投稿への注意喚起をしている。保護者等の個人情報の漏れに関する事案の対応方法の明確化と、パートを含む全職員や子ども・保護者に至るまでのプライバシー保護に関する周知の取組が期待される。</p>	
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉市のウェブページや市役所、地区市民センターに園案内等が設置されており、子育て支援センターにてもパンフレットを設置し、未就園児が参加する「あそぼう会」で情報を発信している。希望者には要覧を元に園長や主任が対応し具体的に説明している。</p>	
<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉保育の開始・変更時等の同意を得るにあたり、市が定める様式にもとづき、保護者にわかりやすく説明を行っている。入園・進級時には資料を配布し、パワーポイントを使って保護者に分かりやすく説明している。外国籍の保護者には翻訳をした資料やおたよりを渡し、翻訳機等を用い意思疎通を図っている。また、長時間保育など配慮が必要な家庭には、個別に園長が保護者と面談をしている。外国籍の保護者に対して、より一層の理解が深められるよう模索する努力がみられる。</p>	
<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉公立保育園同士の転園に関しては、連絡を取り合い継続性に配慮している。今後、市外・県外への転園に関しても、積極的な働きかけによる引継ぎのサポートが望まれる。保護者に対する保育所利用終了後の相談方法や担当者・相談窓口等の明示や説明など、子どもの印象操作にも配慮のうえで、子どもが新しい環境下で不安を感じることなく転園先にスムーズに適應できるような引き継ぎのサポート体制を市と連携して整備されることが望まれる。</p>	
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>	
<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉連合保護者会アンケートや園でも行事ごとにアンケートをとり、調査結果を分析・検討し改善に向けて職員間で話し合った結果を保護者に回答している。また日々の保育の中で子どもの満足を常に考察し把握するように努め、日誌で共有されている。利用者アンケート結果の分析からも施設設備を除き、満足度の高いことがわかる。</p>	
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a・b・c</p>

<p>〈コメント〉 苦情解決の仕組みがあり、ポスターが事務所に掲示されており、苦情や要望は園だよりで反映しているが、ここ2年園では苦情を確認しておらず保護者も有無を認識していない。今回のアンケートからは、数件の不満や要望に近い苦情が出ており、現場で出ているかもしれない苦情や要望も、職員から確実に集約できるよう伝達経路を整備することや、保護者が苦情を出しやすい環境設定の工夫も望まれる。</p>	
<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>(a)・b・c</p>
<p>〈コメント〉 保護者が相談や意見を述べやすいように、登園降園時には園長や主任も園庭に出て保護者等とコミュニケーションをとるように心がけ信頼関係を築く努力をしており、その対応には保護者の間でも定評がある。また相談相手が選択できる環境づくりをし、入園時にも保護者には相談相手を自由に選択できることを伝えている。</p>	
<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a・(b)・c</p>
<p>〈コメント〉 職員は保護者が意見を述べやすいような環境づくりに取り組み、相談や意見に対しては迅速に対応し、全職員へは翌日の朝礼で周知しているが、保護者アンケートからは、満足な対応を示す結果に至っておらず、苦情解決の仕組み同様、意見や要望、提案等を受けた後の手順や、具体的な検討、対応方法、記録方法、中間報告を含む経過と結果の保護者への説明や公表の方法が内容別に記載されたマニュアルの策定等による組織的な対応が求められる。</p>	
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>	
<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>(a)・b・c</p>
<p>〈コメント〉 市の緊急時における対応マニュアルとして、「保育園・こども園危機管理マニュアル」が整備されており、自然災害や事故、不審者、感染症、食中毒やアレルギーに対する対応マニュアルも策定されている。園では事例検討会等を通じて職員への周知・共有を図っている。また、ヒヤリハットの具体的事例と要因の分析にもとづく改善策を文書化し、職員に周知し再発防止に努めている。</p>	
<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>(a)・b・c</p>
<p>〈コメント〉 保育園保健マニュアルがあり、感染症の予防や発生時の対応、遊具の消毒方法等が周知されている。保護者等には入園時に「子どもの健康管理」という冊子を配布し感染症に対する注意や対応法を知らせている。また毎月保健だよりを発行し、保護者にも啓発している。感染症発生時には、子どものプライバシーに配慮しつつ、クラス掲示板に発生状況や予防法を掲示し注意喚起を行っている。</p>	
<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>(a)・b・c</p>
<p>〈コメント〉 市として震災やその他の災害時の避難や対応マニュアルが策定されている。職員全体の役割を明確にし、マニュアルにもとづいて毎月避難訓練を実施し、その都度反省・検討会を行い次回に活かすようにしている。保護者には、入園時に園での災害時対応や保護者の取るべき対応や注意事項を記載した冊子が配布され説明されている。</p>	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な方法が確立している。	
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉保育指針・保育課程に従って策定された保育の標準的な実施方法が文書化された市の「保育の手引き」や「保育マニュアル」にもとづき、「全体的な計画」にもとづく保育内容年間計画を活用し、子どもの尊重及びプライバシー保護等に特に配慮し作成された具体的な月々の保育計画に則って保育が提供されている。また経験の浅い保育士に配慮し、子どもの理解に向けた研修や指導に努めている。しかし、これらの会議に参加できない職員が、いつでも閲覧できる仕組みになっておらず、適切な保育の提供ができていない可能性もあるため、全職員に共通の理解が図られるような周知の方法に工夫が望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>〈コメント〉具体的な保育計画や方法についての検証や見直しは、PDCAサイクルにもとづく取組となっており、「全体的な計画」は年度末に、月指導計画は、日案、週案を見直しながら毎月見直され、前月の反省による改善点が翌月の計画に反映され、その内容は会議で確認をされている。見直しには、iPadを利用した事例検討やビデオ研修等で検証された保育内容やかかわりに対する園内研修での職員の意見や行事等で採ったアンケート等の保護者の意見を反映している。</p>	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・b・c
<p>〈コメント〉入園時の面接や保護者からの聞き取りで背景を把握し、子どもの姿に応じた個別の指導計画を策定している。支援が必要な子どもに対しては、保護者と共に療育に行き、保護者の思いや願いも受け止めながら話を共有し指導計画に活かしている。</p>	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉毎月三歳以上児、三歳未満児の会議で指導計画の評価・見直しが行われている。計画の変更等は各クラス打ち合わせで話し合いを行っている。自己評価からその指導計画がアセスメントにもとづいた現状に即したものの振り返りや評価・検証の強化や見直しによって変更した指導計画の内容を関係職員に周知する手順の文書化も望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉子どもの発達状況や生活状況等は、市で定められた統一様式の指導計画・日誌等に記録され把握され、職員会議や朝礼で情報共有がなされているが、子どもの時々の状況等に関する情報伝達は口頭伝達が多いため、情報を分別し全職員が知っておくべき情報は、迅速かつ確実に必要な職員に正確に伝わり共有把握できる伝達の仕組みの整備が望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>〈コメント〉個人ファイル等個人情報に関するものは、二重の鍵付きの書庫で保管している。個人情報の取り扱いについて、職員に教育研修が行われ周知徹底を図っている。年度初めには保護者にも説明をしている。情報開示が求められた時には保護者と担任及び園長との面談を行い丁寧に説明しながら開示するように決めている。</p>	

評価対象Ⅳ 三重県独自基準

Ⅳ-1 地域項目

		第三者評価結果
Ⅳ-1 地域に関われた施設運営が適切に行われている。		
Ⅳ-1-① 子育て経験者との連携がとれている。		○ a ・ b ・ c
<p>〈コメント〉コロナ禍でここ2年おじいさんおばさんと遊ぼう会は開催されていないが、平素は子育て経験豊富な高齢者や民生委員との定期的な交流会等を通じ、彼らと子ども達との触れ合いの様子から多くを学び、また子育てについての経験を職員に話してもらう機会を作り、そこで得た保育のヒントを職員間で共有し保育に活かしている。また、保護者に向けた子育て講演会を聞いたり、送迎時の祖父母との会話からも保育についての考え方や意見を聞き業務に役立てている。</p>		
Ⅳ-1-② 子供の安全確保について地域との相互協力体制の構築を行っている。		○ a ・ b ・ c
<p>〈コメント〉園長は、地域に関われた園運営を目指し、定期的に地域の会議や行事に参加し、園やこどもたちの状況を地域の住民に知ってもらい、子どもの身体に危険が及ぶような状況を見かけたらすぐに対応してもらえるよう地域に協力を依頼すると共に、日頃から地区市民センターや幼保小中、駐在所等と定期的に連携を取り情報共有を行い、有事の際の対応が迅速に取れるようにしている。</p>		
Ⅳ-1-④ 地域の環境保護に貢献している。		a ・ ○ b ・ c
<p>〈コメント〉再生紙の折り紙や節水等資源の有効活用を教え、「ぴかぴかでー」での園庭でのごみ拾いや公園に落ちているごみを持ち帰るなど、遊びのなかで地域の環境美化を楽しんで行うことを通して、地域社会の一員として子どもに環境保護への関心を自然に高めることができている。更には、保育所として地域の公園や公共施設等の清掃活動や植栽活動通じた地域の環境美化への貢献や、「ごみのゆくえ」をテーマにした遊びや環境保護に関する絵本等の読み聞かせ等を通じた環境保護意識の育成等にも期待が寄せられる。</p>		